

# 福祉政策

2016年4月12日

## 1. 「地域福祉」をめぐる情勢

今、地域の中で、「安心して暮らしつづけていくための地域福祉の実現」が大きな課題になっています。少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域住民のつながりの希薄化等、暮らしを取り巻く環境は急速にしかも大きく変容してきています。そんな中、高齢者の孤独死、子育て家庭の孤立、児童虐待、自然災害や防犯に対する地域の安全性の急激な低下など、様々な問題が起きています。

憲法第 25 条では「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されており、社会福祉は、慈善や相互扶助のみではなく、国の責任で向上・増進させるべきとの規定がなされています。

しかし、政府は、国の施策である「公助」（公的機関による援助）を縮小しつつ、「自助」と「共助・互助」（お互いの助け合い）への比重を高めようとしています。社会保障制度国民会議の報告書の総論部分には、社会保障制度は自助を基本とし、「公助」は自助・共助を補完するものであると位置づけるとともに、高齢者にも応分の負担を求めていくことなどを明示しています。

これは少子高齢化が急激に加速し、政府だけでは財政的に抱えきれない状態であることを背景としています。このことは福祉を受けなければならない人とその家族の負担増、また「自助力を強めなければならない」ことを意味しています。

これからは、「公助」と「自助」だけでなく、共済や福祉事業のような制度に則って助け合う「共助」や、地域の助け合いや生協の組合員活動のようなお互いに助け合う「互助」のしくみを、地域にかかわるすべての人や団体の手で作り上げていくことの意味がますます大きくなります。助け合いの組織として、事業と活動がともにあり、組合員の主体的参加の仕組みを持つ生協が、今こそその強みを発揮し、地域の中で大きな役割を果たしていくことが求められています。

注：「公助」とは、自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉のこと。

「共助」とは、社会保険のような制度化された相互扶助のこと。生協の共済事業や福祉事業なども含まれる。

「互助」とは、近隣の助け合いやボランティアなど、インフォーマルな相互扶助のこと。生協の「助け合いの会」「おたがいさま」や「子育てひろば」「ふれあいサロン」など、組合員活動なども含めた幅広い活動も含まれる。

「自助」とは、自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。

注：「地域福祉」とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいこうという考え方です。「社会福祉法（2000年施行）」では、地域住民、社会福祉の事業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、「地域福祉」の推進に努めなければならないと規定しています。

## 2. 生協は助け合いの精神を基本にした組織です。

生協は共通のニーズや願いを、互いに助け合うことで実現する相互扶助の組織です。いずみ市民

生協は「みんなの思いと力を合わせること」で「くらし（生活と健康）を守るために」1974年に創立されました（創立宣言）。

### 3. 福祉とは

日本国憲法第25条に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）」が記されています。福祉はその憲法を拠り所としています。福祉とは、「すべての人が幸せに生きられるようにすること」であり、まさに生協がめざす「暮らしを守ること」です。

福祉と一言と言ってもその分野は広く、生活そのものの支援から、高齢者や障がい者、子育ての支援まで、幅広く含みます。法律では、福祉六法といわれる基本の法律があります。①生活保護法②児童福祉法③母子及び寡婦福祉法④身体障害者福祉法⑤知的障害者福祉法⑥老人福祉法です。

### 4. いずみ市民生協の「福祉」の取り組み

いずみ市民生協は事業を通じて、また組合員のボランティア活動などで様々に地域の福祉にかかわっています。

	事業を通じた取り組み	ボランティア活動・地域での取り組み
高齢者支援	<p>高齢者向けの福祉事業</p> <p>高齢者福祉全般に関する相談窓口</p> <p>在宅での介護の支援</p> <p>ケアプラン作成</p> <p>訪問介護(ホームヘルプ)</p> <p>デイサービス、多機能ホーム(ショートステイ他)</p> <p>福祉用具(レンタル・販売)</p> <p>住宅改修の斡旋</p> <p>高齢者向けの住宅</p> <p>介護付有料老人ホーム、グループホーム</p> <p>サービス付高齢者住宅</p>	<p>コープの福祉事業所でのとりくみ</p> <p>「施設開放日」</p> <p>介護の相談</p> <p>介護者の交流</p> <p>高齢者の社会参加の場の提供</p> <p>「松原市介護予防支援きり活動事業」への参加</p> <p>(市からの高齢者ボランティアの受入)</p> <p>コープの介護職員による組合員向け学習会</p> <p>「家庭でできる簡単介護講座」</p>
	<p>お買い物支援</p> <p>夕食弁当を自宅までお届け</p> <p>コープの夕食宅配</p> <p>コープのお店からトラックで巡回販売</p> <p>移動販売車</p> <p>コープの宅配(個人別配送)</p> <p>高齢者減免制度</p>	<p>エリア委員会を中心とした活動</p> <p>社会福祉協議会への訪問活動</p> <p>高齢者見守り活動についての意見交換 など</p> <p>認知症サポーター養成講座開催(堺、松原等)</p>
	<p>高齢者「見守り活動」</p> <p>夕食宅配利用者の緊急連絡先登録</p> <p>行政・社協の見守りネットワークへの参加</p>	
	<p>保険や共済の斡旋</p> <p>高齢者でも加入しやすい共済や保険</p> <p>医療保険</p>	
<p>障がい者支援</p> <p>視覚障がい者支援</p> <p>宅配の声のカタログ</p>		
障がい者支援	<p>障がい者自立支援・雇用促進</p> <p>雇用促進</p> <p>特例子会社(株)ハートコープいずみ</p> <p>就労継続支援事業</p> <p>農業生産法人(株)いずみエコロジーファーム</p> <p>職場実習の受入</p> <p>「府障がい者就労支援カンパニー」認証</p>	<p>障がい者雇用促進事業所でのとりくみ</p> <p>和泉市社会的居場所作りプロジェクトへの協力</p> <p>(障がいの有無に関わらず就労困難者を支援)</p>
	<p>子ども・子育て支援事業</p> <p>地域子育て支援拠点事業「子育てひろば」5市7カ所</p> <p>利用者支援事業「八尾市子育て応援事業」</p> <p>子どもに関わる教育文化事業</p> <p>コープのえほんでスマイル事業</p> <p>コープラボ たべる*たいせつミュージアム</p> <p>生協の事業や施設を活用した子ども・子育て支援</p> <p>店舗と宅配のトラックを「こども110番」として登録</p> <p>子どもの貧困対策「子ども食堂」への食材寄付(泉大津市他)</p> <p>子ども・若者への「学習支援事業」への施設供与(堺市)</p> <p>さかい子育て応援団登録(堺市)</p> <p>赤ちゃんの駅登録(和泉市、泉佐野市)</p> <p>中学校の職場体験協力</p>	
子ども・子育て支援	<p>子育て支援活動</p> <p>親子・あそびのひろば 11市13カ所</p> <p>子どものお世話「コープママ制度」</p> <p>(生協イベント時の預かり)</p> <p>子育て支援講座・講演会</p> <p>食育支援活動</p> <p>子どもクッキング</p> <p>たべる*たいせつキッズクラブ</p>	
その他の取り組み	<p>店舗のバリアフリー化</p> <p>バリアフリーの広い通路や緩やかなスロープ</p> <p>補助犬の店内受け入れ</p> <p>オストメイト対応やオムツ替えベッドを備えたトイレ</p> <p>授乳施設や専用スペースの設置</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業</p> <p>働きにくさを持つ方への就労支援</p> <p>生活困窮者対策への協力</p> <p>社協やフードバンクなどへの食材寄付</p> <p>行政と協力したとりくみ</p> <p>福祉避難所の協定締結(アイメゾン河内長野)</p> <p>介護予防支援きり活動事業(松原市)</p> <p>栄養成分表示の店(東大阪市、堺市)</p> <p>健康づくり応援団の店(泉佐野市)</p>	<p>被災地支援</p> <p>募金活動</p> <p>各行政との防災に関する協定</p> <p>河内長野は、あわせて福祉避難所協定締結</p> <p>組合員のテーマ活動(福祉・子育てのボランティア)</p> <p>人形劇や音楽演奏などでの施設訪問など</p>
	<p>被災地支援</p> <p>募金活動</p> <p>各行政との防災に関する協定</p> <p>河内長野は、あわせて福祉避難所協定締結</p> <p>組合員のテーマ活動(福祉・子育てのボランティア)</p> <p>人形劇や音楽演奏などでの施設訪問など</p>	

## 5. 地域社会の一員としての生協に今求められていること

日本生協連の「地域福祉研究会報告」では、生協が取り組む（めざす）「地域福祉」とは「誰もが安心して、その人らしい暮らしを続けていくことができる地域づくり」と定義し、生協の果たすべき具体的な役割について、以下の内容を提起しています。

### (1) 総合的なサポート力を発揮します。

- ①生協は事業と活動がともにあり、組合員の主体的な参加があることが生協の特徴であり、強みです。取り組みの継続性を担保するため、特に事業を通じて地域福祉に取り組みます。
- ②店舗や宅配、夕食宅配、移動販売など供給事業で、組合員・地域住民の暮らしをしっかりと支えます。
- ③子育てや助け合いなどの組合員活動や事業を推進します。
- ④福祉の分野にかかわる職員に限らず、いずみ市民生協グループの全職員が「福祉政策」を理解し、組合員・地域住民に生協の取り組みを伝えられるようにします。

### (2) 生協の福祉事業は、地域福祉の一翼を担います。

- ①地域住民・組合員が安心して利用できる福祉事業・サービスを展開します。
- ②生協が積極的に地域内のネットワーク形成にかかわり、行政・社協・地域諸団体と協力しあえる場・仕組み作りに参加します。
- ③生協の福祉事業所に相談窓口機能を設置し、日常の様々な生活課題に地域内のネットワークを活用して対応できるようにします。

### (3) 地域課題を具体的に取り組む中から、国や行政に対し、制度化・施策化のための働きかけを日本生協連と共に行います。

## 6. 事業政策

いずみ市民生協では、各事業の利用者に笑顔を届けられるように、それぞれに事業政策と基準(品質・安全)を設定し、運用しています。政策には、提供する商品・サービスについての約束ごと、それを実現するための施策、事業継続・拡大のための方針等を定めています。一度作った政策をベースに、組合員の暮らしやニーズ、事業環境の変化に応じて、都度、議論し、見直しを行ってきています。

供給事業では「安全で、満足いただける鮮度・品質・価格での商品提供」のために「商品政策」「店舗事業政策」「産直政策」「食品安全プログラム」などを定めています。

「福祉政策」に沿って、各分野の「事業政策」を定めます。

	事業を通じた取り組み	ボランティア活動・地域での取り組み
高齢者支援	高齢者福祉事業政策	組合員活動政策
障がい者支援	障がい者自立支援事業政策	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援事業政策	
その他の取り組み	個別に基準を設定	

2013年度に「高齢者福祉事業政策」、2015年度に「子ども・子育て支援事業政策」を策定しました。

以上